

(案)

契約書

高知市（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）とは、高知市国保特定保健指導利用勧奨業務（令和6年度健診分）について、次の条項により委託契約を締結する。

（総則）

第1条 乙は、仕様書に従い、本委託業務を完了しなければならない。
2 前項の仕様書に明記されない事項があるときは、甲乙協議の上、定めるものとする。

（委託内容）

第2条 委託内容は、次のとおりとする。
名称 高知市国保特定保健指導利用勧奨業務（令和6年度健診分）

（委託料）

第3条 委託料は、 円（うち消費税及び地方消費税の額 円）とする。

（委託期間）

第4条 委託期間は、契約締結日から令和8年3月31日までとする。

（契約保証金）

第5条 契約保証金は、高知市契約規則（昭和40年規則第4号）第39条第4号の規定により、免除する。

（法令上の責任）

第6条 乙は、労働基準法（昭和22年法律第49号）、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）、最低賃金法（昭和34年法律第137号）その他関係法令の規定を遵守しなければならない。

（権利義務の譲渡）

第7条 乙は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ書面により甲の承諾を得た場合は、この限りでない。

（再委託の禁止）

第8条 乙は、業務の全部又は一部の処理を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ書面により甲の承諾を得た場合は、この限りでない。この場合、再委託の金額が委託料の2分の1未満であることを示すこと。

（特許権等の使用）

第9条 乙は、この契約の履行に当たり、特許権その他第三者の権利の対象となっている方法を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。

（暴力団員等による不当要求行為）

第10条 乙は、契約の履行に当たって高知市事業等からの暴力団の排除に関する規則（平成23年規則第28号。以下「暴力団排除規則」という。）第2条第2項第5号に規定する暴力団員等による不当要求行為を受けたとき（再委託先等が受けたときを含む。）は、その旨を直ちに甲に報告するとともに、所轄の警察署に届け出なければならない。

(委託業務の調査)

第11条 甲は、必要があると認めるときは、乙に対して業務の処理状況につき調査をし、又は報告を求めることができる。

(受託者の義務)

第12条 乙は、契約の履行に当たっては関係する法令に従うとともに、業務の本旨に従い善良な管理者の注意をもってその処理に当たらなければならない。

(経費の負担)

第13条 使用する器具、材料等はすべて乙の負担とする。

(業務内容の変更等)

第14条 甲は、必要があると認めるときは、業務の内容を変更し、又は一時中止することができる。この場合、甲乙協議の上、書面によりこれを定めるものとする。

(臨機の措置)

第15条 乙は、災害の防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置を採らなければならない。この場合において必要があると認めるときは、乙は、あらかじめ甲の意見を聴かなければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りでない。

2 乙は、前項の規定により臨機の措置を採ったときは、当該措置の内容を遅滞なく甲に通知しなければならない。

3 甲は、災害の防止その他契約の履行上特に必要があると認めるときは、乙に対して臨機の措置を採ることを求めることができる。

4 乙が第1項又は前項の規定により臨機の措置を採った場合において、当該措置に要した費用のうち、乙が委託料の範囲内において負担することが適当でないとき甲が認めたときは、甲がこれを負担する。この場合における甲の負担額は、甲乙協議して定めるものとする。

(危険負担)

第16条 契約の目的物（以下「成果物」という。）がある場合は、成果物の引渡し前に、成果物に生じた損害その他委託業務を行うに当たり生じた損害（第三者に及ぼした損害を含む。）については、乙がその費用を負担する。成果物が無い場合は、委託業務を行うに当たり生じた損害（第三者に及ぼした損害を含む。）については、乙がその費用を負担する。ただし、成果物の有無にかかわらず、その損害のうち甲の責めに帰すべき事由によるものについては、この限りでない。

(第三者に対する賠償責任)

第16条の2 甲は、前条の規定により乙が賠償すべき損害を乙に代わって第三者に賠償した場合には、乙に対して、賠償した金額及び賠償に伴い発生した費用を求償するものとする。

(検査及び引渡し)

第17条 乙は、委託業務を完了したときは、速やかに業務完了報告書を甲に提出しなければならない。ただし、成果物が有る場合は、乙は、履行期限までに業務完了報告書を成果物とともに甲に提出しなければならない。

2 甲は、前項の業務完了報告書を受領した日から10日以内に仕様書等に定める内容に基づき委託業務の完了を確認し、検査を行わなければならない。

3 前項の検査の結果不合格と認められ、補正を命じられたときは、乙は、直ちに補正して甲の再検査を受けなければならない。この場合において、乙は、委託料の増額を請求することができない。

4 成果物が有る場合、成果物の引渡しは、前2項の規定による検査又は再検査に合格したときに行われたものとする。

5 成果物が有る場合、成果物の所有権は、前項の規定による引渡しの日をもって乙から甲に移転するものとする。

(案)

(委託料の支払)

第18条 乙は、前条第2項又は第3項の検査に合格したときは、書面をもって委託料の支払の請求をするものとする。

2 甲は、前項の規定による適法な請求書を受領したときは、30日以内に委託料を支払わなければならない。

(履行遅滞の場合における延滞違約金等)

第19条 乙が契約期間内に委託業務を完了することができない場合においては、乙は、甲に対して、第22条第1項の損害賠償とは別に、延滞違約金を支払うものとする。ただし、乙の責めに帰することができない事由によるものであるとき又は延滞違約金の額が100円に満たないときは、この限りでない。

2 前項の延滞違約金の額は、当該履行遅滞部分に係る委託料につき、遅滞日数に応じ、契約締結日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率（以下「支払遅延防止法の率」という。）の割合で計算した額とする。

3 当該延滞違約金徴収日数の計算については、検査に要した日数は、これを算入しない。

4 甲の責めに帰すべき事由により、前条第2項の規定による委託料の支払が遅れた場合は、乙は、未受領金額につき、遅滞日数に応じ、契約締結日における支払遅延防止法の率の割合で計算した額の遅延利息の支払いを甲に請求することができる。

(契約不適合責任)

第20条 甲は、仕様書等に定める内容若しくは成果物の種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しない状態（以下この条において「契約不適合」という。）があるときは、乙に対してその契約不適合の修補、交換、補充その他の方法による履行の追完を請求（以下この条において「追完請求」という。）することができる。

2 前項の場合において、甲が相当の期間を定めて履行の追完を催告してもその期間内に履行の追完がないときは、甲は、その不適合の程度に応じて委託料の減額を請求（以下この条において「委託料減額請求」という。）することができる。

3 前項の規定にかかわらず、次に掲げる場合には、甲は、催告をすることなく直ちに委託料減額請求をすることができる。

(1) 履行の追完が不能であるとき。

(2) 乙が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(3) 特定の日時又は一定の期間内に履行をしなければ契約をした目的を達成することができない場合において、乙が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。

(4) 前各号に掲げる場合のほか、前項の催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

4 追完請求又は委託料減額請求は、契約不適合が仕様書等の内容により生じたものであるときは、行うことができない。ただし、乙が、仕様書等の内容が不相当であることを知りながら告げなかったときは、この限りでない。

5 第1項から第3項までの規定は、第22条の規定による損害賠償の請求並びに第21条及び第21条の2の規定による解除権の行使を妨げない。

6 甲が契約不適合（数量に関する契約不適合を除く。）を知ったときから1年以内にその旨を乙に通知しないときは、甲は、その不適合を理由として、前各項までに規定する追完請求、委託料減額請求、損害賠償の請求及び契約の解除をすることができない。ただし、乙が甲による検査に合格したときその不適合を知り、又は重大な過失によって知らなかったときは、この限りでない。

(契約の解除等)

第21条 甲は、自己の都合によりこの契約を解約するときは、解約しようとする日の1か月前までに文書をもって乙に通告するものとする。

2 前項の規定による契約の解約に伴い、乙に損害を与えたときは、甲は、その損害を賠償しなければならない。この場合における賠償額は、甲乙協議して定めるものとする。

3 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するとき（乙が共同企業体である場合は、その構成員

のいずれかのみが該当する場合を含む。)は、催告することなく直ちに契約を解除することができる。この場合において、解除により乙に損害が生じたとしても、甲はその損害の賠償の責めを負わないものとする。

- (1) 履行期限内に契約を履行する見込みがないとき。
- (2) 正当な理由がなくて契約を履行しないとき。
- (3) 契約の締結又は履行に当たり不正の行為があったとき。
- (4) 契約の履行に当たり正当な理由がなく、検査職員等の指示に従わなかったとき。
- (5) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当したとき。
- (6) この契約に違反し、甲が相当の期間を定めて催告したにもかかわらず、乙がその違反を是正しないとき。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、契約条件に著しく違反したとき。

第21条の2 甲は、乙が、次の各号のいずれかに該当するとき(乙が共同企業体である場合は、その構成員のいずれかのみが該当する場合を含む。)は、この契約を解除することができる。この場合において、解除により乙に損害が生じたとしても、甲はその損害の賠償の責めを負わないものとする。

- (1) この契約に関し、乙が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第3条の規定に違反し、又は乙が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第7条の2第1項(独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。)の規定に基づく課徴金の納付命令(以下「納付命令」という。)を行い、当該納付命令が確定したとき(確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。)
- (2) 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令(これらの命令が乙又は乙が構成事業者である事業者団体(以下「乙等」という。)に対して行われたときは、乙等に対する命令で確定したものをいい、乙等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において同じ。)において、この契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。
- (3) 前号に規定する納付命令又は排除措置命令により、乙等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が当該期間(これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が乙に対して納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。)に入札(見積書の提出を含む。)が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。
- (4) この契約に関し、乙(法人にあつては、その役員又は使用人を含む。)の刑法(明治40年法律第45号)第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。
- (5) 乙の刑法第198条に規定する刑が確定したとき。
- (6) 乙が暴力団排除規則第4条各号のいずれかに該当すると認められるとき。
- (7) 乙が第10条の規定に違反したとき。

第21条の3 第21条第3項及び前条の規定によりこの契約が解除された場合は、乙は、委託料の10分の1に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

2 前項の場合において、乙が共同企業体であるときは、すべての構成員(過去に構成員であった者も含む。)は、連帯して甲に違約金を支払わなければならない。乙が既に解散しているときも、同様とする。

(損害賠償)

第22条 乙は、この契約に定める義務を履行しないため甲に損害を与えたときは、その損害に相当する金額を損害賠償として甲に支払わなければならない。ただし、義務の不履行が乙の責めに帰すことのできない事由によるものである場合には、この限りでない。

(案)

- 2 甲は、第21条第3項及び第21条の2の規定によりこの契約を解除したときにおいて、前条に定める違約金の額を超える損害がある場合は、乙に対してその超過分につき賠償を請求することができる。
- 3 前2項の場合において、乙が共同企業体であるときは、すべての構成員（過去に構成員であった者も含む。）は、連帯して甲に損害金を支払わなければならない。乙が既に解散しているときも、同様とする。

(賠償の予約)

- 第23条 乙は、第21条の2第1号から第4号までのいずれかに該当するとき（乙が共同企業体である場合は、その構成員のいずれかのみが該当する場合を含む。）は、甲が契約を解除するかどうかにかかわらず、甲の請求に基づき、委託料の10分の2に相当する額を賠償金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。契約の履行が完了した後においても同様とする。
- 2 前項の規定は、甲に生じた実際の損害額が同項に規定する賠償金の額を超える場合において、甲が当該賠償額の超過分につき賠償を請求することを妨げるものではない。

(賠償金等の徴収)

- 第24条 乙がこの契約に基づく賠償金、損害金、違約金又は延滞違約金を甲の指定する期間内に支払わないときは、甲は、その支払わない額に甲の指定する期間を経過した日から委託料支払いの日まで、契約締結日における支払遅延防止法の率の割合で計算した遅延利息を付した額と、甲が支払うべき委託料とを相殺し、なお不足があるときは追徴する。
- 2 前項の追徴をする場合には、甲は、乙から遅滞日数につき契約締結日における支払遅延防止法の率の割合で計算した額の遅延利息を徴収する。ただし、計算した遅延利息の額が、100円に満たないときは、この限りでない。

(年当たりの割合の基礎となる日数)

- 第25条 第19条第2項及び第4項並びに前条の規定による遅延利息及び延滞違約金等の額を計算する場合における年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。

(秘密の保持)

- 第26条 乙は、この契約の履行に当たって知り得た甲の業務上の秘密を漏らし、又は他の目的に利用してはならない。

(個人情報の保護)

- 第27条 乙は、この契約による業務を処理するための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(協議)

- 第28条 この契約に定めのない事項又はこの契約の履行に当たって疑義が生じた場合は、高知市契約規則その他関係法令の定めるところによるもののほか、甲乙協議の上、決定するものとする。

(裁判管轄)

- 第29条 この契約に関する調停又は訴訟の裁判管轄は、甲の所在地を管轄する裁判所とする。

本契約の証として本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和6年 月 日

甲 高知市
代表者 高知市長 桑名龍吾

乙